

ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務委託に係る 企画提案募集要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

なお、本事業は令和6年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止、または一部変更して実施することがある。

1 目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。この人獣共通感染症に対応するためには、人と動物の健康と環境の健全性を1つの健康と考えるワンヘルスに基づく総合的な取組が重要である。

県民にワンヘルスを実践してもらうためには、ワンヘルスを自分事として考えてもらうことが重要である。

このため、自らの行動が与える影響を、直観的、体験的に理解してもらえよう、模擬的に現実を再現できるカードゲームを制作し、体験してもらうことで、自らの行動が社会を変えていける実感を持ってもらうことを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務
- (2) 委託内容：別紙「ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務仕様書」を参照
- (3) 予算額：8,030千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 委託者

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室

4 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

5 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとする。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- ③ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は

暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ⑤ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- ⑧ 福岡県内に本社又は事業所を有する者。
- ⑨ 過去において、国・地方公共団体又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること

7 採択者数 1者

8 企画提案公募スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 3月13日(水) 17時まで |
| (2) 企画提案書の提出期限 | 3月28日(木) 12時まで |
| (3) プレゼンテーション及び審査会 | 4月上旬(予定) 4月12日(金) |
| (4) 審査結果の通知 | 4月上旬(予定) |
| (5) 委託契約締結 | 4月下旬(予定) |

9 公募説明会

公募(参加者)説明会は行いません。ワンヘルスについては、下記HPを参照してください。

○ワンヘルス”One Health”～人と動物の健康と環境の健全性は一つ～

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health-fukuoka.html>

○福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト

<https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/>

10 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問票(様式第1号)を電子メール(16問合せ先 参照)により、令和6年3月13日(水)17:00までに福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室まで提出すること。提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和6年3月19日(火)までに県ホームページに掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

1.1 応募方法

(1) 応募書類

- ・企画提案応募申込書（様式第2号） 1部
- ・参加資格申出書（様式第3号） 1部
- ・応募者となる企業等概要表（様式第4号） 1部
- ・企画提案書（別紙1の作成要領を参照のこと） 8部

(2) 応募締切

令和6年3月28日（木）12時必着

(3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参（平日 9:00から17:00まで）又は郵送、宅配便等により以下に提出すること（FAX及び電子メール不可）。

【提出先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 3階南棟
福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課
ワンヘルス総合推進室ワンヘルス推進係

1.2 企画提案書作成について

(1) 作成要領

別紙のとおり

(2) 注意事項

- ・別添「業務委託仕様書」の内容に基づき作成すること。
- ・原則としてA4版縦・横書き、長辺綴じ、片面印刷とすること。
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については、返却しない。
- ・提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採択後であっても、提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

1.3 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室が設置する「ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。ただし、提案者が6者以上の場合は、選定委員会事務局である保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室において、(3)の評価方法により一次審査（書類審査）を行い、以下の二次審査（プレゼンテーション審査）に進む5者を選定し、~~4月上旬~~4月4日（木）までに一次審査通過の旨を連絡する。

(2) プレゼンテーション

- ・ 4月**上中毎**12日**(金)**に福岡県庁で実施予定。詳細は改めて応募者に対し通知する。
- ・ 各社、企画提案書を基に、説明15分、質疑応答5分の合計20分とする。
- ・ 開始時間、開催方法の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。
- ・ 出席者数は、提案者の統括責任者と主たる担当者を含め3名までとする。

(3) 評価方法

以下の評価項目、評価内容及び配点により審査を行い、最も合計得点の高い提案を行った者を受託候補者とし、審査の結果をメール及び文書にて令和6年4月上中旬を目途に通知する。

- ・ 受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・ 企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、受託候補者を決定する。
- ・ 応募資格を満たさない場合、または提案内容が業務委託仕様書に反する又は矛盾する場合は、そのことをもって当該応募は不採択となる。

【評価方法】

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
目的の理解	・ ワンヘルスを自分事として考えてもらうという県の意向を理解しているか。	20
企画内容	・ 業務の目的に資する内容が提案されているか。 ・ 提案内容が効果的であり、効果が得られるものとなっているか。 ・ 企画内容が実現可能なものとなっているか。	20
スケジュール	・ 業務を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか。	10
実施体制	・ 業務を円滑に実施するための体制は十分なものか。	20
実績	・ 過去に当該事業に類似した業務を実施するなど、実績が豊富か。	20
その他	・ 提案された業務の実施内容・方法が、業務委託仕様書に示された事項を満足するものに加えて、提案者独自の観点や創意工夫が認められるか。	10

「ワンヘルス宣言事業者登録制度」(注)の登録をしている事業者の場合は、合計点に1点加点する。

(注) ワンヘルス宣言事業者登録制度については、下記サイトよりご確認下さい。

<福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト>

<https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/registrations/>

(4) その他

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とします。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 委託者の職員や選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1 4 契約締結について

- (1) 本県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、本県が内容の修正を求めることがある。
- (3) 協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4) 選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と委託先候補者において協議を行うものとする。
- (5) 契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。
なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や過去 2 年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。
- (6) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。
- (7) 契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1 5 その他

- ・ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 件に限る。
- ・ 企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出はできない。ただし、委託者から指示があった場合を除く。
- ・ 企画提案書等の提出後、委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ・ 本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、県の判断によ

り決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、県は応募に要した一切の費用は負担しない。

- ・ 応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「応募参加辞退届（様式第5号）」を提出すること。
- ・ 県は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。

16 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課

ワンヘルス総合推進室ワンヘルス推進係 担当：高松

電話番号：092-643-3622

FAX番号：092-643-3697

E-mail：one-health@pref.fukuoka.lg.jp